

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

愛媛県国民健康保険団体連合会規約（昭和34年3月26日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この連合会は、前4項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第96条の2の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害介護給付費」という。)の<u>審査及び支払</u>に関する事務</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の2の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害児給付費」という。)の<u>審査及び支払</u>に関する事務</p> <p>6 この連合会は、前5項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、<u>県又は市町</u>が行う医療、保健等に関する事業のうち前5項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を<u>県又は市町</u>の委託を受けて行うことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この連合会は、前4項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第96条の2の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害介護給付費」という。)の<u>支払</u>に関する事務</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の2の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害児給付費」という。)の<u>支払</u>に関する事務</p> <p>6 この連合会は、前5項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、<u>市町村又は市町村長</u>が行う医療、保健等に関する事業のうち前5項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を<u>市町村又は市町村長</u>の委託を受けて行うことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(健康保険に係る事業)</p> <p>第 6 条の 4 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会員)</p> <p>第 7 条 この連合会は、第 4 条の区域における国民健康保険を行う<u>県及び市町並びに国民健康保険組合</u>(以下「国民健康保険の保険者」という。)をもって会員とする。</p> <p>(負担金及び手数料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 会員は、診療報酬の審査及び支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の支払及びデータの管理、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払並びに<u>障害介護給付費及び障害児給付費の審査及び支払</u>に関する事務を連合会に委託したときは手数料を納付しなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第 18 条の 2 第 6 条第 4 項に定める業務(以下「介護保険事業関係業務」という。)に関しては、法第 86 条において準用する<u>法第 29 条</u>の規定にかかわらず、会員たる<u>県及び国民健康保険組合</u>は、議決権を有さない。</p>	<p>(健康保険に係る事業)</p> <p>第 6 条の 4 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会員)</p> <p>第 7 条 この連合会は、第 4 条の区域における国民健康保険を行う<u>市町村及び国民健康保険組合</u>(以下「国民健康保険の保険者」という。)をもって会員とする。</p> <p>(負担金及び手数料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 会員は、診療報酬の審査及び支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の支払及びデータの管理、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払並びに<u>障害介護給付費及び障害児給付費の支払</u>に関する事務を連合会に委託したときは手数料を納付しなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第 18 条の 2 第 6 条第 4 項に定める業務(以下「介護保険事業関係業務」という。)に関しては、法第 86 条において準用する<u>同法第 29 条</u>の規定にかかわらず、会員たる<u>国民健康保険組合</u>は、議決権を有さない。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第18条の3 第6条第5項に定める業務(以下「障害者総合支援法関係業務等」という。)に関しては、法第86条において準用する法第29条の規定にかかわらず、会員たる<u>県及び国民健康保険組合</u>は、議決権を有さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第18条の4 第6条第3項に定める業務(以下「後期高齢者医療関係業務」という。)に関しては、法第86条において準用する法第29条の規定にかかわらず、会員たる<u>県及び国民健康保険組合</u>は、議決権を有さない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)</p> <p>5 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第2項の規定による事業のほか、<u>平成20年2月21日保発第0221003号厚生労働省保険局長通知「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の審査及び支払に関する事務</u>を行う。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第18条の3 第6条第5項に定める業務(以下「障害者総合支援法関係業務等」という。)に関しては、法第86条において準用する<u>同法</u>第29条の規定にかかわらず、会員たる<u>国民健康保険組合</u>は、議決権を有さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第18条の4 第6条第3項に定める業務(以下「後期高齢者医療関係業務」という。)に関しては、法第86条において準用する<u>同法</u>第29条の規定にかかわらず、会員たる<u>国民健康保険組合</u>は、議決権を有さない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)</p> <p>5 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第2項に掲げる事業のほか、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 削除</p> <p>6 (略)</p>	<p>(1) <u>平成 20 年 2 月 21 日保発第 0221003 号厚生労働省保険局長通知「70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の審査支払に関する事務</u></p> <p>6 (略)</p>

附則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。